

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

目次	ページ
告示	
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(五二六・商工業振興課).....	1
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(五二七・商工業振興課).....	1
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(五二八・商工業振興課).....	2
都市計画案の作成に係る公聴会の開催(五二九・都市計画課).....	3
道路の供用開始(五三〇・道路環境課).....	3
道路区域の変更(五三一・道路環境課).....	3
公告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課).....	4
環境美化促進地区の指定(環境整備課).....	4
市町村営土地改良事業計画の変更の同意(鹿角地域振興局農林部).....	4
県営土地改良事業計画の決定(仙北地域振興局農林部).....	4
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(八五).....	5
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(八六).....	5
政治団体の解散の届出(八七).....	7
政治団体の収支に関する報告書(八八).....	7
公職の候補者の資金管理団体の届出(八九).....	8

告示

秋田県告示第五百二十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーモルラッキー

平鹿郡十文字町仁井田字海道東二十二番地一

二 十文字町長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

十文字町役場 商工課

(二) 縦覧期間

平成十五年七月八日から同年八月八日まで

秋田県告示第五百二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大和情報サービス株式会社 代表取締役 榎本昌誉

東京都台東区上野七丁目十四番四号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウンアクロスプラザ大館南

大館市餌釣字前田一番地外

(三) 変更した事項

小売業を行う者

ア 変更前

名称 大和情報サービス株式会社 代表取締役 榎 本 昌 誉
住所 東京都台東区上野七丁目十四番四号

イ 変更後

名称 株式会社西松屋チエーン 代表取締役 大 村 禎 史
住所 兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番地の一

(四)

変更の年月日

平成十五年四月十日

(五)

変更する理由

届出時の小売業者の出店取り止めによる

二 届出年月日

平成十五年六月二十七日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大館市役所 商工課

(二)

縦覧期間

平成十五年七月八日から同年十一月十日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第一項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コンピュータシステム 代表取締役 齋 藤 一 郎
秋田市新屋豊町三番四十八号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナイス八橋店
秋田市八橋田五郎一丁目百九十七 一

(三) 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗の面積の合計

ア 変更前 千三百四十七平方メートル

イ 変更後 千七百六平方メートル

(2) 小売業を行う者の閉店時刻

ア 変更前 午後十時

イ 変更後 翌日の午前零時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後十時十五分まで

イ 変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時十五分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数

ア 変更前 五か所

イ 変更後 四か所

(四) 変更する年月日

(1) 小売業を行う者の閉店時刻及び来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成十五年七月一日

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計及び駐車場の自動車の出入口の数

平成十六年二月十七日

(五) 変更する理由

消費者の利便性を高めるため

二 届出年月日

平成十五年六月二十五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

- (二) 縦覧期間
平成十五年七月八日から同年十一月十日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百二十九号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和四十五年秋田県規則第一号）第三条第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 公聴会の日時
平成十五年七月三十一日（木）午後六時
- 二 公聴会の場所
北秋田郡合川町新田目字大野八十番地の一 合川共同福祉施設 センtral合川」
- 三 定めようとする都市計画の構想
合川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定素案
- 四 当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、北秋田地域振興局建設部及び合川町建設課に備え置いて、平成十五年七月八日（火）から同月二十二日（火）までの間縦覧に供する。
- 四 公述申出書の提出期限等
(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十五年七月二十二日（火）午後五時までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を五に掲げる場所に提出すること。
(二) (一)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）の数を制限することができる。

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
-------	-----	-----	---	---	-------------	------------

- (三) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することができる。
- (四) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
- (五) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。
- 五 問い合わせ先
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課 電話〇一八（八六〇）二四四五

秋田県告示第五百三十号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	百八号	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字清水川原五四番一地 先から字中山二三番一地先まで	

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成十五年七月八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十五年七月八日から同月二十二日まで

秋田県告示第五百三十一号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

県 道			
新	旧	B	A
横手大森大内線	横手大森大内線	横手市横手町二ノ口一〇番地先から二二番地先まで	横手市横手町二ノ口一〇番地先から二二番地先まで
		〇・〇〇〇〇一三・九〇	〇・〇八八
		六・五〇〇 六・五〇〇	〇・〇四九
		一一・〇〇〇〇一三・九〇	〇・〇八八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年七月八日から同月二十二日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十五年六月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田パドラーズ
- 三 代表者の氏名
中西 信 豊
- 四 主たる事務所の所在地
秋田市大町一丁目二番七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、自然河川環境社会を構築するすべてのネットワークの人々に対して自然環境保全を大きな柱として河川自然環境の事業を行い、自然環境保護社会創成に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容
従たる事務所の設置

秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成十三年秋田県条例第十九号）第十条第一項の規定により次のとおり環境美化促進地区を指定したので、公表する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 名称 能代市臨海道路下浜線及び臨海道路大森1号線、内陸木材団地1号線、2号線
- (二) 所在地 能代市臨海道路下浜線及び臨海道路大森1号線、内陸木材団地1号線、2号線
- (三) 指定年月日 平成十五年六月二十五日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、鹿角市から協議があった土地改良事業（東町地区基盤整備促進事業（農道整備・樹園地））計画の変更について、平成十五年七月三日同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、仙北郡神岡町神宮寺字大浦七十高橋一男ほか十九人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（大浦沼地区経営体育成基盤整備事業）計画書の写し

二 縦覧期間 平成十五年七月八日から同年八月六日まで
 三 縦覧場所 神岡町役場

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八十五号

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
かつの21懇話会	工藤 亮	工藤 義幸	鹿角市十和田毛馬内中陳場百十三番	平成十五年六月十日
小野マサ後援会	小野 マサ	高橋 幸子	仙北郡角館町岩瀬字水ノ目沢八十三番地二十七	平成十五年六月十九日

秋選管告示第八十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十五年六月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動が

あつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年七月八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
自由民主党田沢湖支部	代表者 細川 俊雄 会計責任者 藤井 義廣	千葉 源一郎	平成十五年六月二十三日
公明党秋田県本部	代表者 "	近江 喜博	平成十五年六月二十七日
公明党秋田第一総支部	代表者 成沢 淳子	田口 聡	"

二 その他の政治団体

政治団体の名称		異動事項		届出年月日	
能登祐一の会	主たる事務所の所在地	新	内	平成十五年六月三日	
秋田県不動産政治連盟	秋田市八橋三和町一番一号 株式会社明光不動産内一階	旧	容	平成十五年六月四日	
秋田県建築設計事業者政治連盟	代表者 高橋 一安 会計責任者 金 勇一			平成十五年六月五日	
中川たけお後援会	主たる事務所の所在地 秋田市川元松丘町五番三十一号			〃	
秋田県美容政治連盟	代表者 山本久博 会計責任者 長谷川 キクノ			平成十五年六月六日	
秋田県商工政治連盟八森峰浜支部	政治団体の名称 秋田県商工政治連盟八森峰浜支部 代表者 後藤 祐誠 会計責任者 松岡 清也			平成十五年六月九日	
石塚かしわ後援会	高橋 信太郎			平成十五年六月十一日	
秋田地域計画研究会	〃			平成十五年六月十九日	
秋田県商工政治連盟	代表者 菅原 三朗 会計責任者 伊藤 次男			平成十五年六月二十五日	
秋田県商工政治連盟八森町支部	政治団体の名称 秋田県商工政治連盟八森町支部 代表者 鈴木 實 会計責任者 佐々木 幹男				
	代表者 齊藤 隆美 会計責任者 佐藤 晴夫				
	代表者 石井 資就 会計責任者 田口 正				
	代表者 佐藤 敏美 会計責任者 佐藤 敏美				
	代表者 村岡 淑郎 会計責任者 秋元 六郎				

小松隆明後援会	主たる事務所の所在地	仙北郡西仙北町刈和野二百七十八番地	仙北郡西仙北町刈和野字愛宕下二百四十六番地	平成十五年六月二十七日
川口一後援会	会計責任者	工藤 義幸	鈴木 惇生	"

秋選管告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十五年六月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十五年七月八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 義

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
佐藤幹雄後援会	平成十五年五月十五日	平成十五年六月十日
北林繁後援会	平成十五年六月十七日	平成十五年六月十七日

秋選管告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその概況を公表する。

平成十五年七月八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 義

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 佐藤幹雄後援会

報告年月日 平成15年6月10日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	482,461円
前年度繰越額	353,259円
本年の収入額	129,202円
(イ) 支出総額	482,461円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
寄附	
個人からの寄付	129,202円
計	129,202円
{ 寄附の内訳 }	
個人からの寄付	
佐藤幹雄	129,202円
(イ) 支出の内訳	
經常経費	
備品・消耗品	19,446円
小計	19,446円
政治活動費	
組織活動費	326,440円
機関誌の発行その他の事業費	
機関誌の発行事業費	136,575円
小計	463,015円
合計	482,461円
2 収入及び支出のない団体	
その他の政治団体	
政治団体の名称	報告年月日

北林 繁後援会

平成15年6月17日

秋選管告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十五年七月八日
秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

小松 隆 明	資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容	届出年月日
(現職)	西仙北町長	小松隆明後援会	主たる事務所の所在地	新	旧	平成十五年六月二十七日
			仙北郡西仙北町字刈和野二百七十八番地		仙北郡西仙北町刈和野字愛宕下二百四十六番地一	

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十五年六月二十七日（第千四百八十二号）掲載の秋田県告示第五百六号（屋外
広告物の禁止地域の一部改正）
（原稿誤り）

六 下 から三 始まり 字大沼台 字棒沼台

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千五百円

印刷所 秋田県印刷株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubarar@matsubararansatsu.co.jp
印刷者 秋田県印刷株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁 雄

